

年 月 日

特別徴収義務者 様

特別区民税・都民税(特別徴収)
納入取扱郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

特別区民税・都民税(特別徴収)を納入する際、東京都、山梨県および関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局以外を利用する場合は、当区の取扱局として指定しなければなりません。

右の「指定通知書」に利用する「ゆうちょ銀行名」または「郵便局名」を記載のうえ、

初回納入する際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので

再度提出の必要はありません。

指定する
郵便局

郵便局

年 月 日

郵便局 様

板 橋 区 長
(公 印 省 略)

指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を東京都板橋区の特別区民税・都民税(特別徴収)の納入取扱郵便局に指定しましたので通知します。

- | | |
|------------|---|
| 1 加入者の口座番号 | 00100-4-960032(一般用)
00120-8-960628(OCR専用)
00180-8-960275(OCR専用) |
| 2 加入者の名称 | 東京都板橋区会計管理者 |
| 3 とりまとめ店 | 東京貯金事務センター
(〒330-9794) |

切
り
取
り
線